

## 公 告

常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年水海道市条例第12号）第2条の規定に基づき、常総市児童クラブの指定管理者を次のとおり公募する。

令和4年8月2日

常総市長 神 達 岳 志

### 1 施設の概要

- ア 水海道小児童クラブ
- イ 三妻児童クラブ
- ウ 大花羽小児童クラブ
- エ 豊岡小児童クラブ
- オ 絹西小児童クラブ
- カ 菅生小児童クラブ
- キ 岡田小児童クラブ
- ク 玉小児童クラブ
- ケ 石下小児童クラブ
- コ 豊田小児童クラブ
- サ 飯沼小児童クラブ

### 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

#### (1) 管理の基準

- ア 事業の運営方針及び施設の管理運営方針

児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする。指定管理者は、目的に沿った適正かつ効果的な管理運営を行い、管理運営費の適正な執行に努めるとともに、利用者、学校関係者等の意見を管理運営に反映させるものとする。

#### イ 法令遵守（コンプライアンス）

指定管理者は、施設の管理運営に当たっては、関連法令を遵守するとともに、公の施設の管理者として必要な法令遵守（コンプライアンス）を確保するものとする。

#### ウ 個人情報の保護及び守秘義務

指定管理者は、管理を行うにあたり、常総市個人情報保護条例（平成14年水海道市条例第23号）の規定により、個人情報の保護措置を講ずること。

また、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定期間終了後、職務を退いた後においても同様とする。

#### エ 文書の管理及び保存

指定管理者は、業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等については、適正な管理及び保存に努めるものとする。なお、指定期間終了後時に、市の指示に従って文書の引継ぎを行うものとする。

#### オ 第三者への損害賠償及び保険等への加入

指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その全ての損害を賠償しなければならない。

また、指定管理者は、指定期間中、自らの過失等により施設又は利用者等に損害を与えた場合に備え、賠償責任保険、傷害保険等に参加しなければならない。

### (2) 業務の範囲

#### ア 児童クラブの維持管理及び運営に関する業務

#### イ その他市長が必要と認める業務

## 3 参加資格

### (1) 参加者の体制

指定管理者の指定を受けようとする者（以下「参加事業者」という。）は、他の地方公共団体で実施している放課後児童健全育成事業を受注した実績がある法人とする。

(2) 参加事業者の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成10年水海道市告示第28号）の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。
- ウ 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- エ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理を命じられている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の決定を受けた者でないこと。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の決定を受けた者でないこと。
- キ 本事業の公正な進行を妨げる者又は妨げるおそれのある者でないこと。
- ク 法人における国税及び地方税の全ての税目について滞納がないこと。
- ケ 破産開始決定の宣告を受け復権しない者でないこと。

4 指定期間及び指定管理料

(1) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(2) 指定管理料

指定管理に要する額は、次に定める額の範囲内とする。なお、提案書の作成に当たっては、当該額を超えないように作成すること。

年度	金額	指定管理施設数 (児童クラブ数)	児童クラブ単位 数
令和5年度	157,500千円	11施設	23単位
令和6年度	157,500千円	11施設	23単位
令和7年度	157,500千円	11施設	23単位
令和8年度	157,500千円	11施設	23単位
令和9年度	157,500千円	11施設	23単位

## 5 公募に係る日程等

項目	期限等
公募の開始	令和4年8月2日(火)
募集要項等の配布期間及び質問受付期間	令和4年8月2日(火)から令和4年8月31日(水)まで
施設見学会受付期間	令和4年8月2日(火)から令和4年8月19日(金)まで
施設見学会	令和4年8月24日(水)から令和4年8月25日(木)まで
質問の回答日	令和4年9月5日(月)
申請書等受付期間	令和4年9月6日(火)から令和4年9月15日(木)まで
参加資格結果の通知	令和4年9月22日(木)
審査	令和4年10月4日(火)を予定
審査結果の通知	令和4年10月5日(水)
常総市議会へ指定管理者指定議案上程	令和4年12月定例会議
協定の締結	令和5年1月中旬
業務開始日	令和5年4月1日(土)

## 6 資料の配布について

次に掲げる書類は、令和4年8月2日(火)から令和4年8月31日(水)までの間市ホームページに掲載するので、ダウンロードして使用すること。

### 配布資料

- (1) 常総市児童クラブ指定管理業務募集要項
- (2) 常総市児童クラブ指定管理業務仕様書
- (3) 常総市指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (4) 常総市公の施設事業計画書(様式第2号)
- (5) 常総市公の施設に関する業務の収支予算書(様式第3号)
- (6) 会社概要等整理表
- (7) 受注実績等整理表
- (8) 質問書
- (9) 誓約書

## (10) 常総市児童クラブの利用実績算定及び使用料収納等業務委託仕様書

### 7 質問及び回答

#### (1) 質問

常総市児童クラブ指定管理業務募集要項，常総市児童クラブ指定管理業務仕様書及び常総市児童クラブの利用実績算定及び使用料収納等業務委託仕様書（以下「募集要項等」という。）の内容について疑義がある場合は，次のとおり質問をすることができる。

ア 受付期間 令和4年8月2日(火)午前9時から令和4年8月31日(水)午後5時まで

イ 質問方法 質問書に質問事項を記載し，電子メールにより提出すること。

ウ 提出先 常総市福祉部こども課支援係

電子メール [jisedai@city.joso.lg.jp](mailto:jisedai@city.joso.lg.jp)

#### (2) 回答

質問に対する回答は，令和4年9月5日(月)に参加事業者に対して，一括して電子メールにて回答し，原則として質問をした者の社名又は名称を明らかにしない。また，電話及び口頭による個別対応は行わない。

### 8 施設見学会の開催

事前に施設の見学を希望する者に対して，次のとおり施設見学会を実施する。

(1) 日 時 令和4年8月24日(水)及び令和4年8月25日(木)午前9時から

(2) 見学施設 児童クラブ (11施設)

(3) 受付期間 令和4年8月2日(火)午前9時から令和4年8月19日(金)午後5時まで

### 9 指定の申請に係る手続

#### (1) 申請書類

参加事業者は，常総市指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

ア 常総市公の施設事業計画書

- イ 常総市公の施設に関する業務の収支予算書
- ウ 定款の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書，構成員名簿及び会則又は団体の目的，組織及び運営の方法を示す書類）
- エ 申請の日の属する事業年度の前年度の収支計算書，貸借対照表，財産目録及び事業実績報告書又はこれらに相当する書類
- オ 申請の日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- カ 法人市民税納税証明書
- キ 代表者の市県民税納税証明書
- ク 誓約書
- ケ 会社概要等整理表
- コ 受注実績等整理表
- サ 不測の事態発生時の独自のマニュアル
- シ 児童クラブに係る独自のマニュアル

## (2) 期限等

前号に規定する申請の期間等は，次のとおりとする。

- ア 申請期間 令和4年9月6日(火)午前9時から令和4年9月15日(木)午後5時まで
- イ 申請先 常総市福祉部こども課支援係
- ウ 提出方法 持参に限る。

## 10 指定管理者の選定方法

### (1) 選定方法等

- ア 参加資格要件の確認  
申請書及びその添付書類等により，参加資格等に係る参加資格要件の確認を行う。
- イ 審査の実施  
審査委員会においてプレゼンテーションを実施し，市が別に定める審査項目に基づき評価を行う。

(2) 審査項目及び配点

No.	審査項目及び審査の観点		配点
1	管理運営を行うに当たっての運営方針について		10
2	安心・安全面からの管理運営の具体策など、特徴的な取組について (1) 児童への事件及び事故防止策 (2) 児童及び施設の衛生管理 (3) 児童の受入及び引渡体制		20
3	施設の管理について	(1) 職員の配置 ア 人員の配置体制 イ 人材確保の方法 ウ 雇用者（統括責任者，専任指導員，支援員等）の待遇 エ 支援員等同士の情報共有方法及び連絡ミス対策	20
		(2) 職員の研修計画 ア 支援員等の育成方法 イ 支援員等への研修内容及び回数	20
		(3) 経理 ア 適正な経理の方策	10
4	施設の運営について	(1) 年間の自主事業計画 ア イベントの内容及び実施回数	20
		(2) サービスを向上させるための方策 ア おやつについて イ 障がい児童への対応 ウ サービスの質の確保及び向上体制	20
		(3) 利用者等の要望の把握及び実現策 ア ニーズ把握の方策 イ ニーズの反映方法	20
		(4) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法 ア トラブル未然防止策	20

		イ 苦情への具体的な対応方法	
		(5) 地域との連携, 他施設との連携等 ア 市との連携 (情報共有及び報告の姿勢) イ 小学校との連携 (情報共有, 相談及び報告の方法) ウ 放課後子ども教室, ほっとサタデーとの連携	10
5	個人情報の保護の措置について	(1) 個人情報に関する基本方針 (2) 個人情報保護に関する体制	10
6	緊急対策について	(1) 防犯, 防災の対応 ア 各マニュアルの整備 イ 避難訓練計画及び事件, 事故等の防止策	10
		(2) その他緊急時の対応 ア 緊急時の体制及び役割分担	10
7	経営理念について	(1) 経営方針等 (2) 指定管理者の指定を申請した理由 (3) 施設の現状に対する考え方及び将来展望	10
8	児童クラブの運営実績及び会社の安定性について		20
9	収支予算額		20
計			250

### (3) 指定管理者の選定

第1号に規定する審査の結果, 最も評価の高い者を指定管理者の指定の候補となる団体 (以下「指定候補者」という。) として選定する。

### (4) 市議会の議決及び指定管理者の指定

令和4年常総市議会12月定例会議において, 指定候補者を指定管理者とする旨の議案を上程し, 当該議案に係る議決を受けた上で, 指定管理者として

指定する。

1 1 その他

前各項に記載するもののほか、詳細は、募集要項等に定めるところによる。

1 2 問合せ先

常総市福祉部こども課支援係 担当 菊地 清乃

〒303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

電 話 0297-23-2111 (内線1331)

FAX 0297-23-2105

電子メール [jisedai@city.joso.lg.jp](mailto:jisedai@city.joso.lg.jp)